

5 補助金申請の手続き

補助対象工事が完了した日から6ヶ月以内に申請してください。「補助対象工事が完了した日」とは、次のいずれかの遅い日です。

- ① 補助対象経費の領収日（領収書の日付）
- ② 補助対象住宅の引き渡し日（新築の場合）



また、申請の締切は令和7年9月30日（火）です（必着）。
※予算に限りがあるため、締切前に終了する場合があります。
※6ヶ月を経過した場合は申請できません。

（申請に必要な書類等）

必要書類	
必ず提出	① 補助金交付申請書（第1号様式）
	② 対象住宅の所有者を確認できる書類 例）・固定資産税の課税明細書の写し（5月頃資産税課から所有者へ送付された通知書の3枚目） ・固定資産税の評価証明書（資産税課で発行）※登記用のものを除く。 ・固定資産税の名寄帳（資産税課で発行） ・登記事項証明書（法務局で発行）
	③ 現に市税を滞納していない者であることの証明書（納税課で発行） ※納税証明書とは異なります。上記名称の証明書をご用意ください。 ※共有者がいる場合は共有者全員分の証明書が必要です。 ※税目や納付方法によって納付状況の反映に日数を要しますので、当日発行が難しい場合があります。詳しくは納税課へ事前にご確認ください。
	④ 補助対象経費の領収書の写し ※領収書が補助対象経費のみでない場合は、明細書も提出してください。
	⑤ 設備設置設計図等 ※太陽光：公称最大出力等が記載された設備設置設計図 ※蓄電池：蓄電池設備のみ補助金申請をする場合は、太陽光と連携していることが確認できる単線結線図や配線図等
	⑥ 設置後の写真 次の確認がとれる写真を提出してください。 ・太陽光：設置後の全体写真、パネルの枚数が確認できる写真 ・蓄電池：設置後の全体写真、型番が確認できる写真 ・パワコン：設置後の全体写真、型番、定格出力が確認できる写真 ・太陽熱：機器を設置したことが確認できる写真
	⑦ 接続契約のご案内、電力会社の買い取り明細又は設備変更申請確認書類等 （太陽光発電設備設置及び蓄電池設備を設置した場合） ※蓄電池設備を新たに設置した方は、蓄電池設備を設置した後に発行された書類を提出してください。
	⑧ 設備の保証書の写し（太陽熱利用機器を設置した場合。保証開始日がわかるもの）
	⑨ 製品カタログの写し ・太陽光：メーカー、型番がわかるもの ・蓄電池：メーカー、型番、パッケージ型番がわかるもの及び一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）の登録製品ページを印刷したもの ・パワコン：メーカー、型番、定格出力がわかるもの
	⑩ 対象住宅の場所がわかる案内図（対象住宅の場所がわかるようにしてください。）
必要に応じて	⑪ 承諾書（対象住宅を共有で所有する場合は、申請者以外の所有者全員分） ※共有者の署名が自署でない場合は押印が必要です。
	⑫ 委任状（申請手続きを対象住宅の所有者かつ居住者以外の者に委任する場合） ※委任者の署名が自署でない場合は押印が必要です。